

## 三鷹市中小企業等特別給付金給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置により売上げが減少している三鷹市（以下「市」という。）内の事業者に対し、三鷹市中小企業等特別給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより、事業の継続を支援すること及び市内経済の回復に繋げることを目的とする。

### (給付対象事業者)

第2条 この要綱による給付を受けることができる事業者（以下「給付対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

#### (1) 次のいずれかに該当する者

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業

イ 中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する中小企業の従業員規模に準ずる次のいずれかに該当する者

(ア) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(イ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等

(ウ) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に規定する公益法人等のうち、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び社会福祉法人

ウ その他市長が適当と認める者

(2) 令和3年12月31日時点で市内に事業所等を有し、かつ、第4条に規定する給付金の給付申請時点において継続して市内で事業を営む者

(3) 令和4年7月31日時点で納期が到来している三鷹市税及びその延滞金に滞納がないこと。ただし、未納であっても納税に係る相談を行っている場合等を除く。

(4) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受け、令和3年1月から同年12月までの間における事業収入等（法人の場合は、法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書別表一における売上金額欄に記載されるものと同様の算定方式によるものと新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国又は地方公共団体等から支給された給付金等のうち、所得税の課税対象となるものを合計したものをいう。個人の場合は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書第一表における収入金額等の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものと新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国又は地方公共団体等から支

給された給付金等のうち、所得税の課税対象となるものを合計したものをいう。以下同じ。)が平成31年1月から令和元年12月までの間における事業収入等と比較して10パーセント以上減少した者。ただし、平成31年2月1日以後に開業している場合は、令和4年1月から同年6月までの事業収入等の1月当たりの平均額(その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)に12を乗じて得た額が、令和3年1月から同年12月までの間における事業収入等(開業日が令和3年2月1日以降の場合は、開業日が属する月から同年12月までの事業収入等の1月当たりの平均額(その金額に1円未満の端数がある場合は、端数金額を切り捨てる。)に12を乗じて得た額とする。)と比較して10パーセント以上減少した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は給付対象事業者としない。

- (1) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 三鷹市暴力団排除条例(平成24年三鷹市条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者
- (4) その他市長が不相当と認める者  
(給付金の支給額)

第3条 給付金の額は、予算の範囲内において、前条第1項第4号に定める方法により算出した事業収入等の減少額とし、1給付対象事業者につき、10万円を上限とする。

(給付金の給付申請)

第4条 給付を受けようとする給付対象事業者は、三鷹市中小企業等特別給付金申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収入等が確認できる書類
- (2) 給付金を振り込む預金口座の情報が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 給付金の申請は、1給付対象事業者につき、1回限りとする。

(給付金の給付決定)

第5条 市長は、前条の三鷹市中小企業等特別給付金申請書兼請求書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付金の給付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な給付を行うために必要があるときは、給付金の申請に係る事項につき、条件を付して給付金の給付を行うことができる。

3 市長は、給付金の給付の決定をしたときは、三鷹市中小企業等特別給付金給付決定通知書(様式第2号)により給付対象事業者に通知し、速やかに、給付対象事業者が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

4 市長は、給付金の不支給を決定したときは、三鷹市中小企業等特別給付金不給付決定

通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（給付決定の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) 給付金の支給の条件又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の給付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に給付金が給付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査等）

第7条 市長は、給付金に関し必要があると認めるときは、給付金の給付を受けた事業者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（関係書類の保存）

第8条 給付金の給付を受けた者は、事業収入等がわかる書類、その他市長の定める書類を、給付金の給付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行する。